

議案第 1 7 4 号

世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 学校給食費の無償化に伴い、特別会計として当該学校給食費に係る収支を管理する必要がなくなったことから、世田谷区学校給食費会計条例を廃止するため、本案を提出する。

世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例

世田谷区学校給食費会計条例（昭和４７年４月世田谷区条例第１５号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の世田谷区学校給食費会計条例の規定による世田谷区学校給食費会計（次項において「廃止会計」という。）に係る令和７年度の歳入及び歳出並びに決算については、なお従前の例による。
- 3 廃止会計に属する債権債務及び歳計剰余金は、世田谷区一般会計（以下「一般会計」という。）が引き継ぐものとする。
- 4 前項の規定により一般会計が引き継ぐ債権債務に係る収入及び支出は、一般会計の収入及び支出とする。